

精華町学校給食用物資取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、精華町学校給食基本構想（平成30年3月制定）に基づき、安全・安心でおいしい給食の実施と、給食を活かした食育を実施するため、学校給食用物資の調達に関して必要な事項を定めることにより、円滑な調達を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 町立小中学校は、同一献立で実施し、学校間格差のない同一水準で行うことを基本とし、精華町学校給食用物資は、次の各号に掲げる内容に基づき調達する。

- (1) 学校給食用物資納入事業者（以下「納入業者」という。）は、精華町物品役務競争入札参加資格を有していること。
- (2) 精華町学校給食用物資納入業者登録がされていること。
- (3) 納入業者は、町内に店舗または営業所を有する事業者を優先して食材の調達を行う。
- (4) 町内で調達する給食用物資は、納入業者が極端に偏ることが無いよう選定する。特に、食肉類については、1事業者は牛肉、豚肉、鶏肉のいずれか1つの品目についてのみ契約する。
- (5) 学校給食用牛乳については、国の「学校給食用牛乳供給事業」により決定され、京都府が契約した事業者から京都府が定めた価格により調達する。
- (6) 学校給食の主食となる米穀、パン、小麦については、必要量を安定的に安価で確保し、配送することができるよう、公益財団法人京都府学校給食会が入札により決定した価格及び納入業者から調達する。
- (7) 前各号の納入業者において調達できない給食用物資については、町外に店舗や営業所を有する事業者からも調達する。
- (8) 地場産農産物や特産品など地域資源を活用するため、地元米、地場産野菜、地元特産品については、町内の農家や町内小売事業者を活用して調達することとし、その方法については別途定める。
- (9) 学校給食用物資は、多様な献立に対応し、柔軟かつ迅速に調達する必要があるため、調達する事業者については年度当初に決定した事業者に対して定められた期間ごとに見積徴取し適正な価格での調達に努める。
- (10) 食材調達に係る契約期間内において、牛乳や主食以外の一般物資について、新たな品目の食材が必要となった場合は、最も調達する品目の多い事業者から順に見積徴取し、納入可能な業者から調達する。

(給食用物資納入業者の登録)

第3条 精華町学校給食用物資を納入する事業者はあらかじめ、精華町学校給食用物資納入業者登録(変更)申請書(別記様式第1号)により、次の各号に掲げる書類を添えて教育長に提出し、学校給食納入事業者として登録をする。

- (1) 指定する年度の物品役務競争入札参加資格審査申請の受付票の写し
- (2) 学校給食用物資納入業者登録申請書の受付票兼受付確認票
- (3) 営業に関し許可、登録等を受けることとされている場合は、当該許可、登録等を受けていることを証する書類
- (4) その他教育長が必要と認める書類

2 前項の登録事業者は以下の要件を満たすこと。

(1) 基本的要件

- ①学校給食の意義、役割を理解し、食品に関する法律その他関係法令等を遵守していること
- ②学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力ならびに指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること
- ③異物混入や不良品の混入等の事態において誠実かつ迅速に対応できること
- ④税の滞納がないこと

(2) 立地条件

営業所が精華町内又は配送が可能な京都府内又は近隣の府県にあること

(3) 経営状況

- ①常時営業がされており、経営状況が良好であること
- ②工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有していること
- ③2年以上その業務を営んでいること
ただし、1年未満の営業事業者であっても、その代表者が2年以上同一の業務に従事したものである場合はこの限りでない
- ④営業に関して法令上資格を要する業種にあつては、その資格を有していること

(4) 衛生状況

- ①営業施設と納入しようとする給食用物資の衛生管理及び従業員に対する健康管理が十分行われていること
- ②製造加工業者については、材料倉庫・物品置き場・冷蔵設備、その他衛生上必要な設備を完備していること
- ③付近住民から衛生管理についての苦情がないこと

④随時の立入検査等を行う場合は、速やかに応じることができること

3 学校給食用物資納入業者登録は精華町物品役務競争入札参加資格審査申請と同年度に募集登録することとし、その有効期限は登録に係る申請書を提出した年度の翌年度の4月1日から2年間（以下「本登録期間」という。）とする。ただし、本登録期間中、補充受付を実施した際、新たに登録申請を行った者の有効期間は、登録された時点から本登録期間の残存期間とする。

（納入業者の登録の抹消）

第4条 教育長は、次の各号に該当するときは、第3条に規定する登録を抹消することができる。

（1）登録基準に適合しなくなったとき

（2）教育長が特に不相当と認めたとき

（取扱給食用物資）

第5条 取扱給食用物資は以下のとおりとする

区分番号	項目	代表的な商品例
1	主食	米穀、パンなど
2	穀類	小麦粉、麺類、麦など
3	食肉類	牛肉、豚肉、鶏肉など
	肉加工品	ベーコン、ハムなど
4	調味料	しょうゆ、みそ、酒、塩、砂糖、ソースなど
5	缶詰類	水産缶詰、果物缶詰、野菜缶詰など
6	海産物類	削り節、鰹節、昆布、ひじき など
7	野菜果物類	野菜類、いも類、きのこ類、果物類 など
8	油脂類	バター、サラダ油、米油、オリーブ油 など
9	乳製品類	調理用チーズ、生クリーム、脱脂粉乳 など
10	たまご	鶏卵、うずらの卵
11	魚介類	鮮魚（切身、開き、角切 など）、冷凍の魚
	魚介加工品	かまぼこ、ちくわ など
12	乾物類	干しいたけ、切干大根、乾燥昆布、乾燥寒天、乾燥わかめ、乾燥ひじき、春雨、ごま、大豆など
13	豆腐類	豆腐、油揚げ、厚揚げなど
14	こんにゃく	こんにゃく、しらたき など
15	その他	デザート類、その他加工品

2 前項の品目については、毎年定期的に教育長が精華町学校給食委員会の意見を聴取して見直しを行う。また、必要により随時見直しを行うことがある。

（契約期間と区分）

第6条 学校給食用物資は、安価で良質な食材を安定的に確保するため、第5条

の表による物資の区分等、種類ごとに契約期間を定め調達する。契約期間と主な調達物資の種類は以下のとおりとする。

- (1) 年契約物資 …牛乳、主食（米穀、パン）
 - (2) 学期契約物資…食肉類、調味料、缶詰類、海産物類、油脂類、乳製品類、たまご、魚介類、乾物類、豆腐類、こんにゃく、その他
 - (3) 月契約物資…野菜果物類（生鮮）
 - (4) 随時調達物資…献立の内容により特別に調達すべき物資
- (契約方法)

第7条 学校給食用物資納入に係る契約は、精華町契約規則に則り契約する。

(給食実施校への通知)

第8条 教育長は、給食用物資納入事業者の決定内容を給食実施校及び給食用物資の納入先である防災食育センターに通知する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、学校給食用物資取扱に関する必要事項は、教育長が給食委員会の意見を徴取し決定する。

附 則 この要領は、令和6年度の給食用物資調達にかかる契約から適用する。

様式第 1 号

年 月 日

精華町教育委員会教育長 様

精華町学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書

所在地
名 称
申請者 代表者
電話番号
印

精華町学校給食に使用する食材料を納入したいので、指定の関係書類を添えて納入業者の登録を申請します。

この申請書類及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

営業年数	年 (学校給食 年 その他産業給食 年)		
主な契約先	学校給食関係 その他		
取扱物資 (納入希望物資番号 に○をつける)	1 主食 2 穀類 3-① 食肉類 3-② 肉加工品 4 調味料 5 缶詰類 6 海産物類 7 野菜果物類 8 油脂類 9 乳製品類 10 たまご 11-① 魚介類 11-② 魚介加工品 12 乾物類 13 豆腐類 14 こんにゃく 15 その他		
取扱物資の仕入れ先 及び入手経路			
従業員数	人	物資保管施設	常温・冷凍・冷蔵
輸送能力	保冷車 台、冷凍車 台、貨物車 台、営業車 台 (自社・一部委託・全部委託 (委託先))		
精華町までの輸送距離及び時間	距離 km 時間 分 (営業所から最も近い小学校又は防災食育センター)		